

帝人グループ社員の皆さまへ

## 帝人グループ団体保険

# 傷害総合保険

交通傷害家族型・交通傷害個人型

# 20% 団体割引

このような時にお役に立ちます

保険料がお得

### 事事故事例

バイクを運転中、  
転倒しケガをした



自動車と接触し、  
ケガをした



駅の改札内で  
ケガをした



※傷害総合保険 交通傷害家族型・交通傷害個人型は、交通事故に起因するケガに限定したプランです。

※傷害総合保険 交通傷害家族型・交通傷害個人型は、新規加入いただく事ができません。

交通傷害家族型・個人型は補償が限られています。日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合の補償は、傷害家族型・傷害個人型でご準備がございます。詳細は帝人エージェンシーまでご連絡ください。

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

保険契約者 帝人株式会社

加入対象者 帝人グループ社員

保険期間 2025年7月1日午後4時から2026年7月1日午後4時まで1年間

申込締切日 2025年6月5日（木）

お支払方法 給与控除 2025年9月分給与から毎月控除（12回払）

## 帝人エージェンシー株式会社保険部

TEL 0120-626-833 通話料無料（平日9時から17時）

Email [hoken@teijin.co.jp](mailto:hoken@teijin.co.jp)

URL <https://hoken.teijinagency.com/>

お申込み・  
ご相談は  
こちらから！

お申込み  
お問い合わせ



# WEB手続きについて



24時間いつでもアクセス



紙の申込書のご提出不要

## WEBで次の手続きがいただけます<sup>(※)</sup>

- パンフレットの閲覧
- ご加入の型の変更、追加
- 氏名、住所の変更
- ご契約内容のご確認
- 被保険者の追加、削除
- 新規のご加入

**★更新時に引き続きご継続いただく際は手続き不要です。**

(※) 事務手続きの都合上、WEB手続きいただける期間は下記となります。

①2025年5月1日～2025年6月5日 ②2025年7月15日～2026年2月14日

①②の期間以外のお手続きおよび②の期間中の「脱退」手続きはいただけません。お手続きの際は帝人エージェンシーまでご連絡ください。

 **2025年度より更新後の加入者カードは送付いたしません。  
必ずWEB手続きよりログイン頂き、ご確認をお願いいたします。**

アクセスはこちらから

<https://hoken.teijinagency.com/group/>



二次元コードからはこちら



**ログイン方法等については  
別紙「帝人グループ団体保険WEB手続き簡単操作ガイド」をご確認ください。**

## よくあるご質問

### ■ Q1. 今回、新たに参加を希望します。手続きはどうしたらよいですか？

- A1. WEB手続きでご加入が可能です。（※）  
所得補償保険（休業補償プラン）および団体長期障害所得補償保険（TLTD）にご加入希望の場合は、WEB手続きの申込サイトでの告知が必要です。  
告知の内容によっては、保険契約のご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。  
（※）交通傷害家族型・交通傷害個人型の新規ご加入はいただけませんので、ご注意ください。

### ■ Q2. 継続加入を希望です。手続きはどうしたらよいですか？

- A2. 原則として、昨年と同等の契約プランのご継続を希望の場合には、手続きは不要です。  
自動的に同等契約プランで継続となります。  
ご加入プランの見直しが必要な場合や脱退となる場合など、自動的に継続できない場合には、事前に  
帝人エージェンシーからその旨のご案内をさせていただきます。

### ■ Q3. 退職することになりました。手続きはどうしたらよいですか？

- A3. 脱退の手続きが必要ですので、帝人エージェンシーへご連絡ください。  
退職時に、2か月分の月払保険料を追徴させていただきます。  
※詳細は各プランの『ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと』をご参照ください。

### ■ Q4. なぜ、脱退なのに追徴になるのですか？

- A4. 保険料給与控除が2か月分遅れているためです。

### ■ Q5. 退職後も引続き傷害総合保険に加入したいのですが？

- A5. 『帝人グループ退職者団体傷害保険』へのご加入手続きをご案内させていただきます。

### ■ Q6. 個別プランでの加入はできますか？

- A6. このパンフレットに掲載されているプランのみの加入となります。  
パンフレット掲載プランの中からお選びください。

### ■ Q7. 継続加入できない場合はありますか？

- A7. 安定的な制度運営のために、一部の加入者に対して、加入プランの見直しや  
継続加入の見合わせを行う場合があります。あらかじめご了承ください。

## LINEで保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

LINEでの保険金請求なら… 仕事中や運転中など、忙しくて電話に出られない時でも大丈夫！

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！  
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！

#### トーク画面から事故の連絡（傷害保険のみ）

24時間いつでも連絡可能

専用アプリなどのインストール不要

事故のご連絡の際には「加入者番号」を  
必ずご入力ください。

#### 保険金請求までチャットで完結 （チャット：全保険商品対応、保険金請求：傷害保険）

チャットや画像で履歴が残るので（※1）分かりやすい

書類の記入・郵送が不要（※2）

最短30分でお手続き完了

- ※1 チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。  
※2 ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。



LINEの  
保険金請求は  
こちらから

補償の種類：傷害総合保険（交通傷害家族型・交通傷害個人型）

## 交通事故によるケガを補償します

このような時にお役に立ちます

### 傷害総合保険 交通傷害家族型・交通傷害個人型

日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突・接触などの交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

※傷害総合保険 交通傷害家族型・交通傷害個人型は、交通事故に起因するケガに限定したプランです。

※**傷害総合保険 交通傷害家族型・交通傷害個人型は、新規加入いただく事ができません。**

### お支払例

| 事 故 事 例 | バイクを運転中、<br>転倒しケガをした                                                               | 自動車と接触し、<br>ケガをした                                                                   | 駅の改札内で<br>ケガをした                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|         |  |  |  |

交通傷害家族型・個人型は補償が限られています。日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合の補償は傷害家族型・傷害個人型でご準備があります。詳細は帝人エージェンシーまでご連絡ください。

### よくあるご質問

#### 自転車で加害事故を起こしたとき、どのように補償されるの？

|                               | 自分のケガ | 他人にケガをさせる | 他人の財物を壊す<br>(損害を与える) |
|-------------------------------|-------|-----------|----------------------|
| 傷害総合保険<br>交通傷害家族型・<br>交通傷害個人型 | ○     | ×         | ×                    |
| 個人賠償責任補償特約                    | ×     | ○         | ○                    |

## 補償の種類：個人賠償責任補償特約

### 自転車事故等に備える個人賠償責任補償 (限度額1億円) が全タイプにセット!!

このような時にお役に立ちます

#### 個人賠償責任補償特約 示談交渉サービス付（日本国内のみ）

ご本人（※1）や、そのご家族（※2）が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等に対して負う法律上の損害賠償責任を補償します。

#### お支払例

- ▶ 自転車で通行人にケガを負わせた
- ▶ 台所から水が漏れ、階下に水漏れを起こし損害を与えた
- ▶ 飼犬が他人に噛み付き、ケガを負わせた
- ▶ デパートで誤って商品を壊した



(注)2023年4月1日より  
ヘルメットの着用が努力義務となりました。

### 自転車事故への備えにも対応しています。

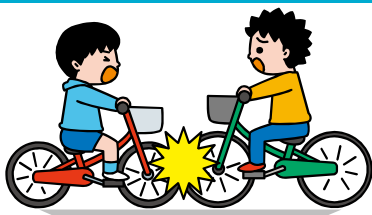
全国では、自転車運転中に加害事故となり、**高額な損害賠償請求がされる事例が多く発生しており**、自転車に乗る際、自転車損害賠償責任保険等への加入義務化の条例が多くの地方自治体で制定されています。

ご自身、ご家族に自転車利用者がいる場合は、保険に加入しているか家庭で確認しておくことも大切です。

#### ▶ 自転車での加害事故例

##### 自転車同士の事故

自転車同士が衝突し、  
相手にケガを負わせた

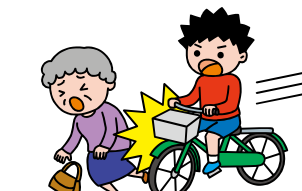


賠償額 **3,140万円**

2002年2月15日さいたま地裁判決

##### 歩行者との事故

自転車で走行中、  
歩行者にケガを負わせた



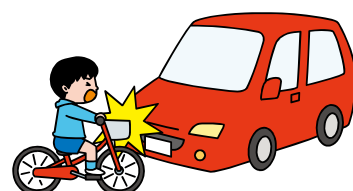
賠償額 **9,520万円**

2013年7月4日神戸地裁判決

(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

##### 物損事故

自動車に接触し、  
損傷させた



賠償額 **23万円**

2000年8月23日東京地裁判決

(※1) 加入者証に記載の記名被保険者をいいます。

(※2) 対象となるご家族とは次のとおりです。

①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりず）。ただし、本人に関する事故にかぎりず。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりず）。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。

なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

# 傷害総合保険（交通傷害家族型・交通傷害個人型） 保険金額と保険料

（保険期間1年、交通傷害危険のみ補償特約、天災危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約（180日）セット、  
団体割引20%適用、過去の損害率による割引5%適用）

## Cコース（交通傷害家族型）

| ご加入タイプ            |                          |         | C1        | C2     | C3      | C4      |
|-------------------|--------------------------|---------|-----------|--------|---------|---------|
| 月払保険料             |                          |         | 1,000円    | 2,000円 | 3,000円  | 4,000円  |
| 傷<br>害<br>補<br>償  | 本人                       | 死亡・後遺障害 | 360万円     | 800万円  | 1,300万円 | 1,880万円 |
|                   |                          | 入院保険金日額 | 4,000円    | 8,000円 | 12,000円 | 16,000円 |
|                   |                          | 通院保険金日額 | 1,700円    | 3,500円 | 5,300円  | 7,100円  |
|                   | 配偶者                      | 死亡・後遺障害 | 200万円     | 500万円  | 800万円   | 1,000万円 |
|                   |                          | 入院保険金日額 | 3,600円    | 7,200円 | 10,800円 | 14,400円 |
|                   |                          | 通院保険金日額 | 1,300円    | 2,700円 | 4,100円  | 5,500円  |
|                   | その他<br>親族<br>（1名<br>あたり） | 死亡・後遺障害 | 100万円     | 280万円  | 380万円   | 500万円   |
|                   |                          | 入院保険金日額 | 2,800円    | 6,000円 | 9,000円  | 12,000円 |
|                   |                          | 通院保険金日額 | 1,100円    | 2,200円 | 3,400円  | 4,700円  |
| 個人賠償責任補償（自己負担額なし） |                          |         | 1事故で1億円限度 |        |         |         |

●手術保険金は、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。

## Dコース（交通傷害個人型）

| ご加入タイプ                  |                              |         | D0                             | D1                             | D2                             | D3                             |
|-------------------------|------------------------------|---------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 月払保険料                   |                              |         | 500円                           | 1,000円                         | 1,500円                         | 2,000円                         |
| 傷害補償                    | 本人                           | 死亡・後遺障害 | 200万円                          | 600万円                          | 1,050万円                        | 1,500万円                        |
|                         |                              | 入院保険金日額 | 3,700円                         | 7,400円                         | 11,500円                        | 15,000円                        |
|                         |                              | 通院保険金日額 | 1,800円                         | 4,000円                         | 6,000円                         | 8,000円                         |
| 個人賠償責任補償（自己負担額なし）       |                              |         | 1事故で1億円限度                      |                                |                                |                                |
| ご加入タイプ                  |                              |         | D0B<br>（D0＋弁護士費用<br>補償<br>セット） | D1B<br>（D1＋弁護士費用<br>補償<br>セット） | D2B<br>（D2＋弁護士費用<br>補償<br>セット） | D3B<br>（D3＋弁護士費用補<br>償<br>セット） |
| 弁護士費用総合補償特約セット月払<br>保険料 |                              |         | 1,100円                         | 1,600円                         | 2,100円                         | 2,600円                         |
| 費用<br>護<br>補<br>償<br>士  | 弁護士費用（自己負担割合<br>10%）         |         | 通算 200万円限度                     |                                |                                |                                |
|                         | 法律相談・書類作成費用<br>（自己負担額1,000円） |         | 通算 10万円限度                      |                                |                                |                                |

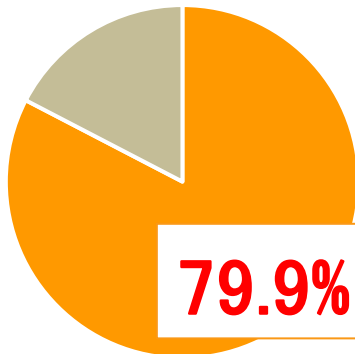
●手術保険金は、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「傷害保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

# あなたの日常にも潜んでいます！ 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

## こどものいじめ

### いじめを認知した学校数の割合



■ いじめを認知した学校数

出典：令和3年文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

全学校数のうち  
**約8割**がいじめ  
を認知していま  
す！また、1校  
当たりの認知件  
数は**16.8件**に  
上ります！

こどもがいじめにあい、  
登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、  
誠実な対応をしてくれない

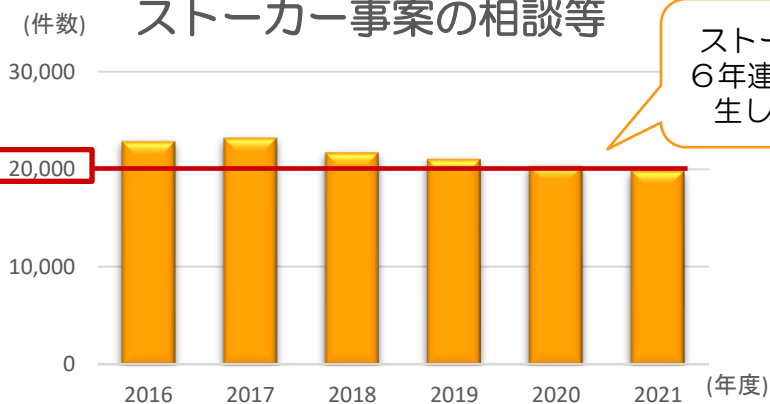
相手の親と  
うまく話せるか  
不安…



もし私たちのちからになつてくれるものがあつたら・・・

## ストーカー被害

### ストーカー事案の相談等



■ ストーカー事案の相談等件数

出典：警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課  
「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

ストーカー事案は  
6年連続約2万件発  
生しています。

昔の交際相手から  
ストーカー行為を  
されている



自分だけで  
相手を前にして  
話すのは怖い…

どうしたらいいかわからず  
パニックになってしまいそう

## 他にも…

SNSによる誹謗中傷

インターネット通販詐欺

通り魔被害

痴漢被害

など

# さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

## Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、  
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 **約6.5人に1人**

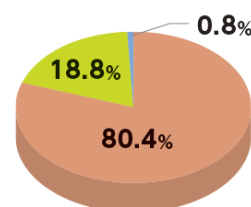
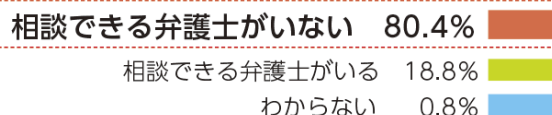
出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、  
専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも…

## Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」  
という方が多いのが現状です。

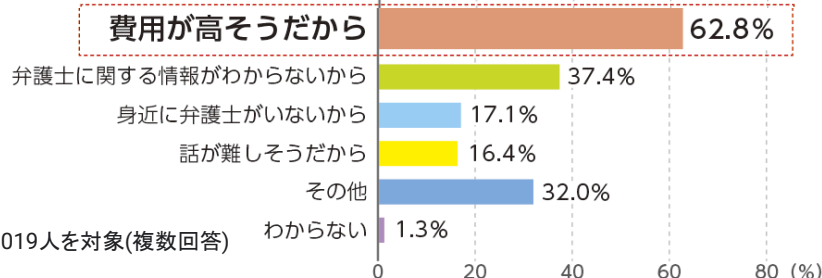


出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室  
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに  
損保ジャパンにて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

## Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と  
感じている人が約6割もいます。



出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室  
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

みなさまの声にお応えして、

弁護の**ちから**は

あなたの **ちから** になります！



## 弁護士費用補償

### “弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、**被保険者ご本人だけでなく、お子さま<sup>(※1)</sup>が遭遇されたトラブルについても対象となります。**

#### ①人格権侵害<sup>(※2)</sup>

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめられる誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



#### ②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といわれながら、偽物のブランド品を売りつけられた。



#### ③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。**

#### ④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



#### ⑤離婚調停<sup>(※3)</sup>

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。



**以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。**

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

# 弁護士費用補償

## 2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償<sup>(※)</sup>

### 1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する  
弁護士等への委任に  
かかった費用

$\times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$

■ 保険金額  
(保険期間1年につき)  
通算 **200万円 限度**

### 2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する  
法律相談・書類作成にか  
かった費用

■ 保険金額  
(保険期間1年につき)  
通算 **10万円 限度**

自己負担額  
(免責金額) **1,000円**

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

**いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。**

### お支払事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手に理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**  
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士費用保険金のお支払額

$40万円 \times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) = \underline{\underline{36万円}}$

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払額

$1万円 - 1,000円 (\text{自己負担額}) = \underline{\underline{9,000円}}$

**合計 36万9,000円をお支払い**

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

### ★ 相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

### ★ 「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター 【受付時間】24時間365日 0120-727-110

\* 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

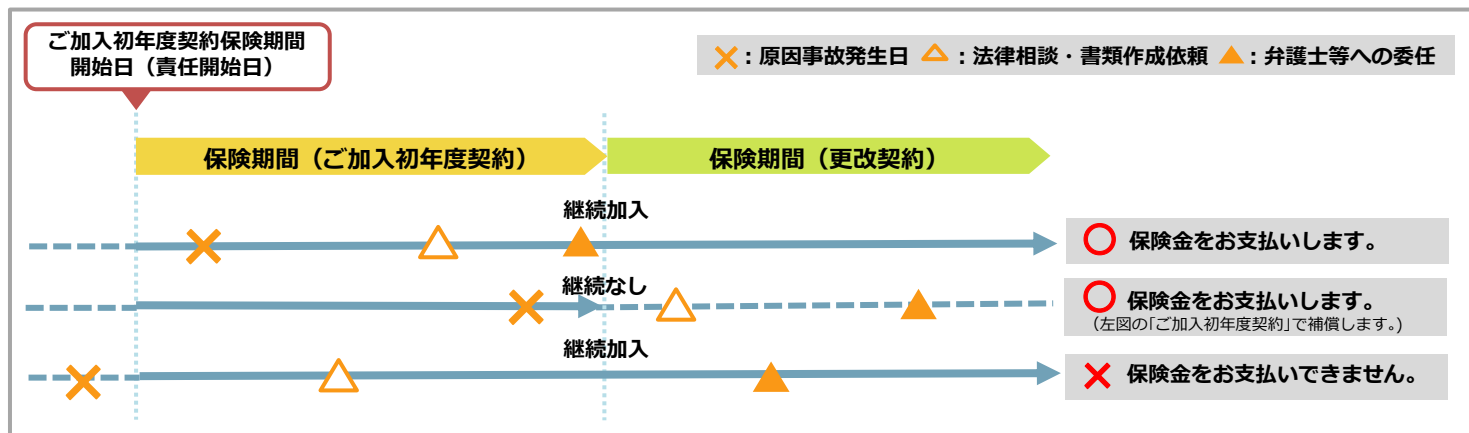
## 弁護士費用補償に関する保険責任について

■ 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。

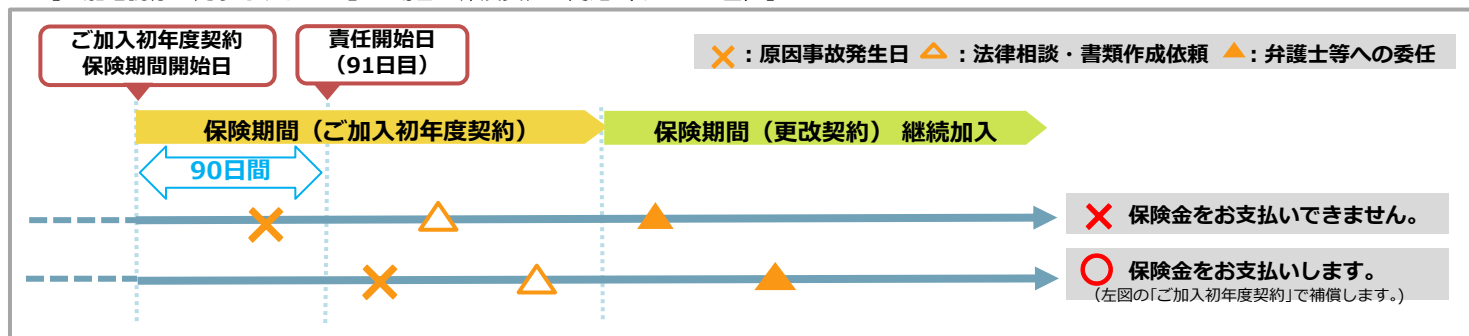
■ 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

■ 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

### 【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】



### 【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】



（注）「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。  
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。  
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## 傷害保険のあらまし

## 契約概要のご説明

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：帝人株式会社
- 保険期間：2025年7月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2025年6月5日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレット・申込サイトに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：帝人株式会社およびその子会社・関連会社の社員
- 被保険者：帝人株式会社およびその子会社・関連会社の社員またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。  
ただし、弁護士費用補償のオプションをセットされる場合は未成年者を除きます
- 【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。  
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- 【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法：2025年9月分給与から毎月控除となります。（12回払）
- お手続き方法：下表のとおりお手続きください。

| ご加入対象者   |                                  | お手続き方法                                  |
|----------|----------------------------------|-----------------------------------------|
| 既加入者の皆さま | 前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合            | 手続きは不要です。                               |
|          | ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 | 申込サイト「2.被保険者登録・プランの選択」でのお手続きが必要となります。   |
|          | 継続加入を行わない場合                      | 申込サイトの「2.被保険者登録・プランの選択」で脱退ボタンを押下してください。 |

- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の帝人エージェンシーまでご連絡ください。
- その他ご注意：団体割引・過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。  
次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。  
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

交通傷害家族型・交通傷害個人型

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ<sup>(※1)</sup>をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

● 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

① 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故

② 交通乗用具に搭乗中<sup>(※2)</sup>の事故

③ 駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故

④ 交通乗用具の火災

(※2) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

| 保険金の種類        |             | 保険金をお支払いする主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 保険金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傷害<br>(国内外補償) | 死亡<br>保険金   | 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。<br><b>死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ① 故意または重大な過失<br>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br>③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転<br>④ 脳疾患、疾病または心神喪失<br>⑤ 妊娠、出産、早産または流産<br>⑥ 外科的手術その他の医療処置<br>⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの<br>⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの<br>⑨ 交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故<br>⑩ 船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故<br>⑪ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故<br>⑫ グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故<br>⑬ 被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事するその作業に直接起因する事故<br>など |
|               | 後遺障害<br>保険金 | 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。<br><b>後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               | 入院<br>保険金   | 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日(※)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。<br><b>入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(180日(※)限度)</b><br>(※)「入院保険金支払限度日数変更特約(180日)」をセットしています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               | 手術<br>保険金   | 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。<br>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。<br>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1)<br>② 先進医療に該当する手術(※2)<br><b>＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍)</b><br><b>＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</b><br>(※1) 以下の手術は対象となりません。<br>創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術<br>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               | 通院<br>保険金   | 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。<br><b>通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</b><br>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。<br>(※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。<br>(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 保険金の種類                               | 保険金をお支払いする主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 保険金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>賠償責任（国内・外補償）</p> <p>個人賠償責任（注）</p> | <p>日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありせん）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>② 被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合</p> <p>④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※3）を運行不能にさせた場合</p> <p>（※1）この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア. 本人</p> <p>イ. 本人の配偶者</p> <p>ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族</p> <p>エ. 本人またはその配偶者の同居の未婚の子</p> <p>オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。</p> <p>カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>（※2）次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器</li> <li>・義歯、義肢その他これらに準ずる物</li> <li>・動物、植物</li> <li>・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品</li> <li>・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿</li> <li>・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品</li> <li>・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物</li> <li>・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</li> <li>・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具</li> <li>・データやプログラム等の無体物</li> <li>・漁具</li> <li>・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物</li> <li>・不動産</li> </ul> <p>（※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> | <p>① 故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害</p> <p>③ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤ 被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥ 受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦ 心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨ 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩ 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>・偶然な外來の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的故障</li> <li>・置き忘れ（※2）または紛失</li> <li>・詐欺または横領</li> <li>・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水のしみ込みまたは吹き込み</li> <li>・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取</li> </ul> <p>など</p> <p>（※1）次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ. 身体障がい者用の車（※3）および歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車</p> <p>（※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p> <p>（※3）身体障がい者により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p> |

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

| 保険金の種類                        |                | 保険金をお支払いする主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 保険金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 弁護士費用<br>(注)                  | 法律相談・書類作成費用保険金 | 被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 【全トラブルに共通の事由】<br>① 故意、重大な過失または契約違反<br>② 自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為<br>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用<br>④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの<br>⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波<br>⑥ 国または公共団体の強制執行または即時強制<br>⑦ 財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただしこれにより身体障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。<br>⑧ 被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル<br>⑨ 主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由<br>⑩ 債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。<br>⑪ 保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。<br>(※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。 |
|                               |                | 1. 被害事故に関するトラブル<br>ケガを負わされた、財物を壊された、盗取(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。<br><br>2. 借地または借家に関するトラブル<br>賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。))に関するトラブルを含みません。<br><br>3. 離婚調停に関するトラブル<br>被保険者または配偶者が離婚関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。<br>(注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。<br>(注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。<br><br>4. 遺産分割調停に関するトラブル<br>被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求(※3))における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。<br>(注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。<br><br>5. 人格権侵害に関するトラブル<br>不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。<br>(注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。 | 【各トラブル固有の事由】<br><b>左記1に該当する場合</b><br>⑫ 自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル<br>⑬ 医師等が行った診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防<br>⑭ あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等<br>⑮ 薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示<br>⑯ 身体美容または整形<br><b>左記1・2・5に該当する場合</b><br>⑰ 被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由<br><b>左記1・5に該当する場合</b><br>⑱ 環境汚染<br>⑲ 環境ホルモン、石棉またはこれと同種の有害な特性に起因する事由<br>⑳ 騒音、振動、悪臭、日照不足等<br>㉑ 電磁波障害<br><b>左記3に該当する場合</b><br>㉒ 被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル                                                                                                                                                                                                              |
| 弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象) |                | など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみで補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

## その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsag.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

## 用語のご説明

| 用語                 | 用語の定義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|-------------------|-----------------|------------------|---------------------------------|
| 交通乗用具              | 電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 原因事故               | <p>トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。<br/>原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr> <tr> <td>2. 借地または借家に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td></tr> <tr> <td>3. 離婚調停に関するトラブル</td><td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td></tr> <tr> <td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td><td>被保険者の被相続人が死亡した時</td></tr> <tr> <td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr> </tbody> </table> | トラブルの種類 | 原因事故の発生の時 | 1. 被害事故に関するトラブル | 被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時 | 2. 借地または借家に関するトラブル | 被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時) | 3. 離婚調停に関するトラブル | 被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時 | 4. 遺産分割調停に関するトラブル | 被保険者の被相続人が死亡した時 | 5. 人格権侵害に関するトラブル | 被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時 |
| トラブルの種類            | 原因事故の発生の時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 1. 被害事故に関するトラブル    | 被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 2. 借地または借家に関するトラブル | 被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 3. 離婚調停に関するトラブル    | 被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 4. 遺産分割調停に関するトラブル  | 被保険者の被相続人が死亡した時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 5. 人格権侵害に関するトラブル   | 被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 財物                 | 有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 財物の損壊              | 財物の滅失、汚損または損傷をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 先進医療               | 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。( <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kikan.html</a> )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 調停等                | 調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 治療                 | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 通院                 | 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 入院                 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 被保険者の未成年の子         | 被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 弁護士等               | 弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 保険金請求権者            | 弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 配偶者                | <p>婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。<br/>(※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。<br/>(※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。<br/>(注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来こわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 親族                 | 6親等内の血族、配偶者または親等内の姻族をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 未婚                 | これまでご婚姻歴がないことをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |
| 免責金額               | 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |           |                 |                           |                    |                                                                                                 |                 |                                        |                   |                 |                  |                                 |

## 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

## 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入手続き画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入手続き画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入手続き画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

### ★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- \* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- \* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

## 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入手続き画面等に表示の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

## 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

### 【弁護士費用総合補償特約】

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

## 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に 損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

|   | 必要となる書類                                          | 必要書類の例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          |
|---|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| ① | 保険金請求書および<br>保険金請求権者が確認できる書類                     | 保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | など       |
| ② | 事故日時・事故原因および<br>事故状況等が確認できる書類                    | 傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、<br>紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | など       |
| ③ | 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | ①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合<br>死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書<br>②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合<br>修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)<br>③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合<br>弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、<br>弁護士費用または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書、示談書または判決書その他これに代わるべき書類 | など<br>など |
| ④ | 保険の対象であることが確認できる書類                               | 売買契約書(写)、保証書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | など       |
| ⑤ | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類                           | 同意書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | など       |
| ⑥ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類                       | 示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | など       |
| ⑦ | 損保ジャパンが支払うべき<br>保険金の額を算出するための書類                  | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | など       |

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

## 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。弁護のちからにご加入の方は、損害保険ジャパン株式会社単独でのお引き受けとなります。

| 引 受 保 険 会 社      | 引 受 割 合 |
|------------------|---------|
| 損害保険ジャパン株式会社(幹事) | 95%     |
| 三井住友海上火災保険株式会社   | 5%      |

## 9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

## 10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

## 【 ご加入内容確認事項 】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット・申込サイトに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

## ❗ もう一度ご確認ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。  
内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレット・申込サイトに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

#### 【交通傷害家族型にご加入になる方のみご確認ください】

- ☐ 被保険者の範囲についてご確認ください。

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

#### 問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店：最終ページをご参照ください。
- 引受保険会社：最終ページをご参照ください
- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)  
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>  
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。  
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間：24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 更新後の加入者カードは送付いたしません。必ずWEB手続きよりログイン頂き、ご確認をお願いいたします。

## 募集に関するご連絡

### 保険料のお支払い：便利な給与控除

2025年9月から給与控除開始

団体割引：掲載している保険料は団体割引および過去の損害率による割引適用後の保険料です。

傷害総合保険      団体割引20%    過去の損害率による割引5%

申込締切日：2025年6月5日（木）

### 取扱代理店・送付先：

帝人エージェンシー株式会社 保険部

### 更新・解約の受付

〒791-8530    愛媛県松山市北吉田町7番地 帝人松山事業所 北地区  
TEL 089-965-3160（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

### 引受(幹事)保険会社：

損害保険ジャパン株式会社      大阪企業営業第二部第二課

〒550-0002    大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン肥後橋ビル14階  
TEL 050-3808-2529（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）  
FAX 06-7660-5235

### 個人情報の取扱いについて

帝人エージェンシー（以下、当社）は保険代理店委託契約を締結している保険会社およびそのグループ会社等と取得した個人情報を共同利用することがあります。また、秘密保持契約を交わしている会社、印刷会社、情報処理会社等に業務委託することがあります。なお当社は、契約締結、更新、見積もり、サービス提供のため該当する会社に対して氏名・社員番号・所属情報などの照会を行うことがあります。

詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。 <https://www.teijinagency.com>